

# 大和御所道路（橿原北IC～橿原高田IC）植栽検討委員会規約（案）

## （名称）

第1条 この委員会は、大和御所道路（橿原北IC～橿原高田IC）植栽検討委員会（以下、「委員会」という）と称する。

## （目的）

第2条 委員会は、大和御所道路（大和区間）のうち橿原市小槻町～曾我町間の植栽整備の実施にあたって、平成15年度策定の「新たな緑の創造に向けて」の理念を継承しつつ、関係住民の意見を反映しながら、植栽整備基本方針をとりまとめ、植栽の新生・創造に資することを目的とする。

## （任期）

第3条 委員の任期は、植栽整備基本方針を策定するまでとする。

## （委員会）

第4条 委員会は、原則として公開とする。

- 2 委員会には、委員長を置く。
- 3 委員会は、別表－1に掲げる委員をもって構成する。
- 4 委員会は、委員長の指示により事務局が招集する。
- 5 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 6 委員会は、委員の半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 7 委員長は、必要に応じ委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 8 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定した委員がその職務を代理する。

## （ワークショップ）

第5条 委員会にワークショップを置く。

- 2 ワークショップは、原則として非公開とする。
- 3 ワークショップは、別表－2に掲げるメンバーをもって構成する。
- 4 ワークショップは、必要に応じて事務局が招集する。
- 5 ワークショップは、今後の植栽整備の方針を検討するために関係住民の意見を聴くとともに関係住民の理解促進を図る。

(事務局)

第6条 委員会及びワークショップの事務局は、国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所計画課、奈良県県土マネジメント部道路建設課及び橿原市まちづくり部道路河川課に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

この要綱は、令和3年6月24日から施行する。

【別表1】委員

氏名	区分	所属・役職
まきむら ひさこ 楳村 久子	学識経験者 (造園学、環境計画、 都市計画)	京都女子大学 宗教・文化研究所 客員研究員
いわい たまえ 岩井 珠恵	学識経験者 (景観)	ヴィジュアルデザイナー
いはら ゆかり 井原 縁	学識経験者 (造園学、 環境デザイン)	奈良県立大学 教授
むぐるま のりお 六車 憲雄	行政	奈良県 県土マネジメント部 道路建設課 課長
おおひがし ひろゆき 大東 宏幸	行政	奈良県 水循環・森林・景観環境部 環境政策課 課長
こんどう ひろあき 近藤 浩明	行政	橿原市 まちづくり部 部長
みやい たつや 宮井 達也	行政	近畿地方整備局 奈良国道事務所 副所長

【別表2】ワークショップメンバー

所 属・役 職等
京都女子大学 宗教・文化研究所 客員研究員 まきむら ひさこ 槇村 久子
関係自治会
奈良県 県土マネジメント部 道路建設課 主幹
奈良県 水循環・森林・景観環境部 環境政策課 課長補佐
橿原市 まちづくり部 道路河川課 課長
橿原市 まちづくり部 都市計画課 課長
橿原市 まちづくり部 緑地景観課 課長
近畿地方整備局 奈良国道事務所 総括保全対策官